

第3章 県の生涯学習施策の展開

本計画の基本理念である「自己を高め、地域とつながり、未来を築く生涯学習社会」を実現するために、家庭、団体・グループ、学校、生涯学習関連施設、大学等高等教育機関、民間教育事業者、企業、市町村の各主体がそれぞれに期待される役割を果たしていく中で、県は教育委員会と知事部局が相互に関連する施策について整合性を図り、緊密に連携して本県の施策を総合的かつ効率的に推進することが重要です。

そこで、第3章では、超高齢社会の到来、家庭教育の困難化、社会のつながりの希薄化、世界的な発展制約要因の強まり、雇用環境の変化などの社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、県の生涯学習施策に5本の柱を設定し、今後の展開方向を明らかにします。

1 長寿社会を豊かに生きる生涯学習

- (1) 健康づくり・スポーツ活動の促進
- (2) 芸術・文化の振興
- (3) 学校教育の充実
- (4) 高齢期の学びと社会参加活動の促進

2 家庭と地域の教育力を高める生涯学習

- (1) 家庭教育の充実と子育て支援
- (2) 地域の教育力の向上
- (3) 青少年の健全育成
- (4) 障害者との共生社会づくり
- (5) 食育の推進

3 持続可能な社会づくりを進める生涯学習

- (1) 持続発展教育（E S D）の推進
- (2) 環境学習・環境活動の推進
- (3) 安心・安全な県民生活の確立
- (4) 男女共同参画社会の形成
- (5) 人権意識の啓発
- (6) 多文化共生社会の推進
- (7) 「モノづくり」の継承と発展

4 職業的自立を高める生涯学習

- (1) 若者等に対する職業意識・職業観の醸成
- (2) 職業能力の向上
- (3) リカレント教育の推進

5 生涯学習推進体制づくり

- (1) 生涯学習推進体制の充実
- (2) 学習情報の提供と相談体制の充実
- (3) 人材・団体の育成と調査・研究の推進
- (4) 生涯学習関連施設の充実